

令 和 4 年 度

すみれ野自治会第1回総会

すみれ野自治会

第1回すみれ野自治会総会次第

1. 開会の辞
2. 会長招集挨拶
3. 新組長及び新班長紹介
4. 議長選出

議 事

- 議第1号 令和3年度一般会計補正予算について
- 議第2号 令和4年度活動方針について
- 議第3号 令和4年度一般会計予算について
- 議第4号 地方自治法に定める地縁団体への組織変更について
- 議第5号 規約の一部改正について
- 議第6号 任期満了に伴う役員改選について

議 第 1 号

令和 3 年度一般会計補正予算について（案）

別 紙

令和 4 年 3 月 27 日 提 出

すみれ野自治会長 辻 本 瑞 吏

議 第 2 号

令和 4 年度活動方針について（案）

別 紙

令和 4 年 3 月 27 日 提 出

すみれ野自治会長 辻 本 瑞 吏

令和4年度自治会運営・事業活動計画（案）

すみれ野自治会が発足して、6年が過ぎました。この間、住みよい、安心・安全なまちづくりを目指して、自治会活動に頑張つて参りました。まだまだ不十分なところも多々ありますが、防犯灯・消防器具庫設置等、一定の成果を上げたものもあり、又これからは防犯意識・防災意識等も高めていかなくてはならないと考えています。一昨年・昨年と新型コロナウィルス感染拡大による影響で、自治会活動も満足にできず、ほとんどの行事が中止になりました。今年度も収束の兆しがまだ見えてない状態ではございますが、昨年・一昨年と中止になった事業・行事等を頑張って推進したいと思いますので、皆様方のご協力を宜しくお願ひします。

記

1. すみれ野地区は、違反広告物は皆無ですが、葛下川沿いの道路や、生活道路沿いの空き地等にポイ捨てのゴミ等が目につくようになってきたので、普段から美化意識を高めて、自宅周辺の清掃活動によりいっそうの、御協力をお願いします。
2. 今年も、防犯灯・防犯カメラの設置等防犯意識を高めながら、又これまで以上に大字内の交通安全対策にも力を入れ、よりいっそう安全・安心なまちづくりを目指したいと思います。
3. 今年も、新型コロナウィルスが猛威を振るっていますが、いろいろな行事が中止となつた昨年・一昨年に比べて、今年は地縁団体への組織変更も含め、よりいっそう飛躍の年にしたいので、皆様方の御協力を宜しくお願ひします。

議 第 3 号

令和 4 年度一般会計予算について

別 紙

令和 4 年 3 月 27 日 提 出

すみれ野自治会長 辻 本 瑞 吏

議 第 4 号

地方自治法に定める地縁団体への組織変更について

別 紙

令和4年3月27日 提出

すみれ野自治会長 辻本瑞吏

地方自治法に定める地縁団体への組織変更について

議第4号についてご説明致します。自治会等一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体については、一定の要件の下、市町村長の認可を受ければ別紙にあるとおり権利能力が付与されることになりました。従って保有する不動産等を団体名義で登記できることになったのであります。

下記により地方自治法第260条の2 及び民法第68条の内容を説明

については、本会も別紙規約のとおり組織変更の上、議第2号、議第3号で上程されております事業計画及び予算に基づき地域的な共同活動を行うこととし、地縁団体の認可を市長に申請したいと考えます。

地方自治法第260条の2

1. 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
2. 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
 - 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う事を目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることが出来るものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。
 - 四 規約を定めていること。

民法第68条

法人は、次に掲げる事由によって解散する。

1. 定款又は寄付行為で定めた解散事由の発生
2. 法人の目的である事業の成功又はその成功の不能
3. 破産手続き開始の決定
4. 設立認可の取り消し

議 第 5 号

規約の一部改正について

別 紙

令和4年3月27日 提出

すみれ野自治会長 辻本瑞吏

5号議案による「すみれ野自治会」の規約の改正について

今回の規約の改正は、組織変更をするにあたり、今までの規約の不十分なところを補うもので、7条・8条の入会届け、休会届け、又 20条で臨時総会の新設、役員会での議事録の徹底、34条～37条の財産関係で、資産の管理・処分の規定、46条・47条で団体の解散、及び財産の処分方法が主なもので、いずれも地縁団体への移行に伴う必要な事項の追加でございます。

尚 今回の規約改正に伴う条数の増加により従来の条数より繰り下がっている分には説明は控えさせて頂きます。

議 第 6 号

役員の改選について

すみれ野自治会会长・副会長・会計・事務局長及び一般監査委員の任期満了に伴いすみれ野自治会規約第13条第1項・第14条第1項・第15条第1項・第16条第1項・及び第19条第1項の規定により次の者を推薦し、承認を求める。

尚 推薦され承認された役員につきましては、地縁団体への認可申請を行って頂き、そのまま地縁団体の役員として就任願うこととします。

令和4年3月27日 提出
すみれ野自治会長 辻本瑞吏

役職名	氏名	住所
会長		すみれ野 丁目 番地
副会長		すみれ野 丁目 番地
会計		すみれ野 丁目 番地
事務局長		すみれ野 丁目 番地
監事 (2人)		すみれ野 丁目 番地
		すみれ野 丁目 番地